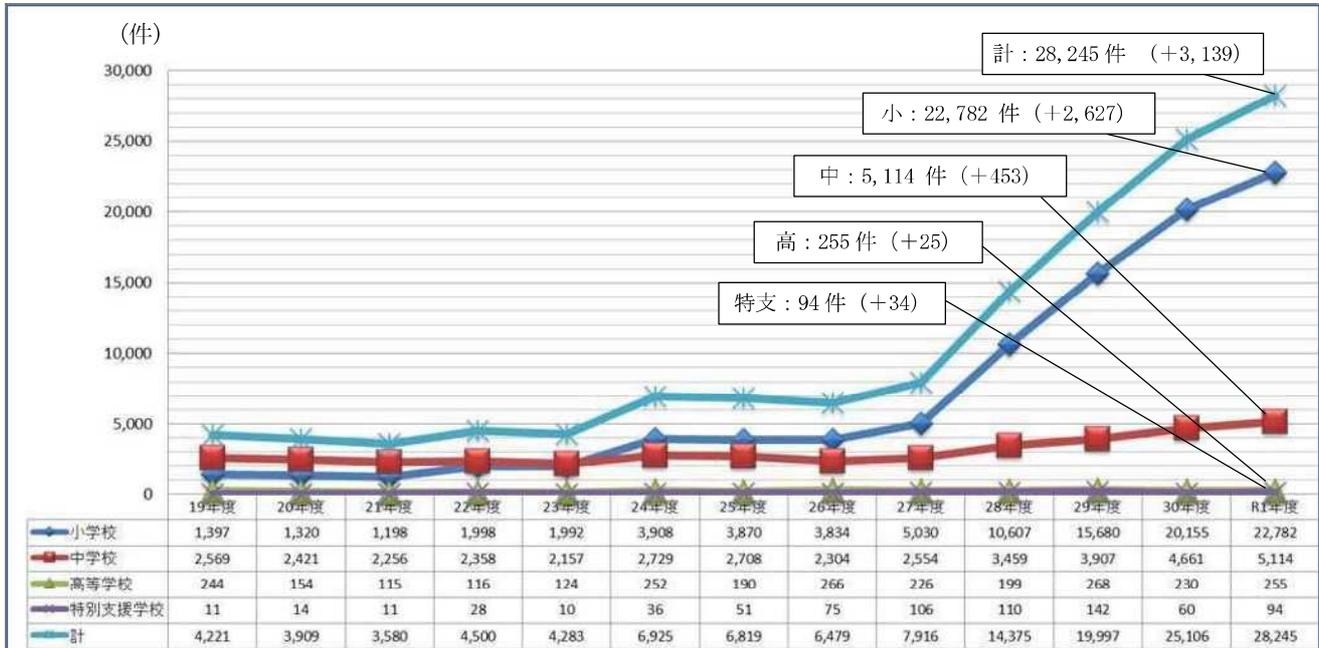


## 神奈川県におけるいじめの状況について (公立小・中・高・特別支援学校)

令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査の結果より抜粋

### 小・中学校で、多くのいじめが認知されています

#### いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）



令和元年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より3,139件増加し、28,245件でした。平成27年度以降、小・中学校において増加が続いています。

### いじめの解消に向けた継続的・組織的な指導・支援が重要です

#### いじめが解消している割合（小・中・高・特支）

##### 【平成30年度調査】

平成31年3月31日時点

76.3

令和元年7月19日時点

92.3

##### 【令和元年度調査】

令和2年3月31日時点

77.2

令和2年7月20日時点

94.4

0 20 40 60 80 100 (%)

前回調査から、3月31日（年度末）時点でのいじめの「解消率」に加え、本県独自の調査項目として、次年度の7月20日前後（夏季休業前）時点での「解消率」を設けています。

それぞれの時点での「解消率」は、左のグラフのとおり、平成30年度と比較して、上昇しています。

学校において、認知したいじめについて、年度を越えて、情報を引き継ぎ、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられます。

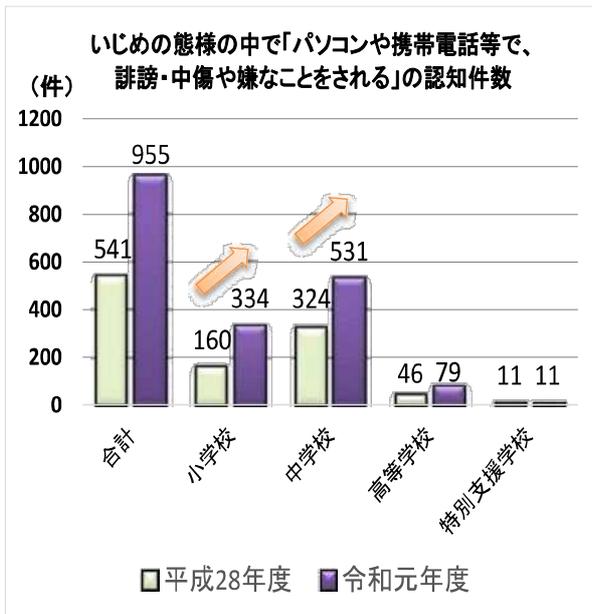
学校では、解消していないいじめへの取組とともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き、関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要です。

#### 【参考】いじめの解消（「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）より抜粋）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 子ども自身が、携帯電話等の望ましい使い方を考えることが大切です



いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」の認知件数について、平成28年度と令和元年度を比較すると、特に小・中学校における増加が顕著です。

SNS等を用いたいじめは、大人が発見しにくいことから、学校では、子ども自身が自分のことで困ったときや、友だちのわずかな変化に気づいたときに、信頼できる大人に相談するなど、適切な行動がとれるように指導することが重要です。

また、本年7月の文部科学省通知(※)を受け、中学校では、これまで以上に生徒自らが、携帯電話等の望ましい使い方を考えることや、情報モラルの意識を高めることが求められます。

そのため、学校が携帯電話等の取扱いを一方的に決めるのではなく、例えば、学校が生徒や保護者と一緒に、考え方やルール等について話し合い、合意形成を図っていくなどの取組が重要です。また、今後、小学生の携帯電話等の所有率が更に高まると想定されるので、小学校においても同様の取組が望まれます。

### (※) 文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について(通知)」令和2年7月31日

小・中学校では、学校への携帯電話等の持込みを原則禁止としつつ、中学校では、校内における携帯電話等の管理方法が明確にされている等の条件の下、学校または市町村教育委員会が持込みを許可できるようになりました。

## いじめの問題に対して、学校・家庭・地域が一体となった取組が必要です

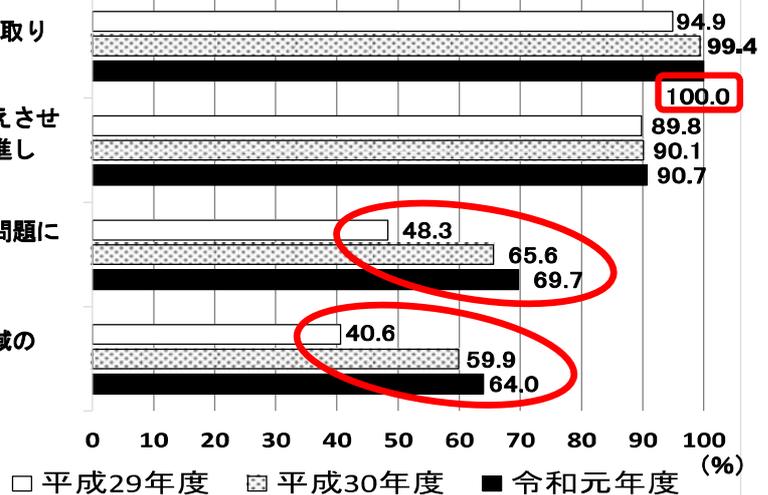
### 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (公立小・中学校)

道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った

児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした

PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた

いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った



すべての公立小・中学校において、道徳や学級活動の時間にいじめの問題を取り上げた指導が行われています。すべての児童・生徒が学ぶ道徳科の教科書には、どの学年においてもいじめに関する教材が設定されています。学校では、道徳科や児童・生徒会活動等を通じて、児童・生徒がいじめを自分たちの問題として考え、話し合うといった「いのちの授業」を行うことが大切です。

また、いじめ防止を推進するために、保護者、地域の方、関係機関等と、いじめの定義や学校いじめ防止基本方針、学校の取組等を共有する学校が増えています。学校・家庭・地域が、いじめの問題について対話することなどをおして、地域ぐるみでいじめが起きにくい環境づくりを、更に進めていくことが必要です。